

改 正 案

現 行

銀行法施行規則（以下「規則」という。）第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額は、規則第三十四条の十九の三に規定する業務を営む特例子会社対象会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。）を持株特定子会社（法第五十二条の二十三の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。）とする銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の普通株式等Tier 1資本の額（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。）及びその他Tier 1資本の額（持株自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。）の合計額又は持株自己資本比率告示第十七条に規定する基本的項目の額に百分の五を乗じて得た額とする。

銀行法施行規則（以下「規則」という。）第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額は、規則第三十四条の十九の三に規定する業務を営む特例子会社対象会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。）を持株特定子会社（法第五十二条の二十三の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。）とする銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に適用すべき連結自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。）に係る算式に用いる基本的項目の額（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第五条又は第十七条に規定する基本的項目の額をいう。）に百分の五を乗じて得た額とする。

